

成績評価の客観的な指標の算出方法の公表方法

学則第27条（単位の認定） 授業科目を履修した学生に対し、試験により単位を与える。

- 2 授業科目の配置、単位数及び履修方法等は、学校長が別に定める。
- 3 授業科目について所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。
- 4 成績の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 5 傷病その他やむを得ない理由により試験に欠席した学生に対しては、追試験を行うことがある。
- 6 追試験については、学校長が別に定める。
- 7 成績が60点未満の学生に対しては、再試験を行うことがある。
- 8 再試験については、学校長が別に定める。

学則細則第4条（単位の認定等） 学則第27条第1.3.4項の規定により、授業科目の所定の出席時間数を履修し、且つ成績評価が合格となった場合にその授業科目の単位を認定する。

- 2 授業科目の所定の出席時間数とは、学則第25条 別表第1に示す授業科目の時間数の3分の2以上の時間数のことである。
- 3 履修方法には、集合授業、遠隔授業、自宅学習、臨地実習などの方法があり、履修方法により出席の基準が異なる。

学則細則第5条（成績評価） 成績評価は、筆記試験、レポート、実技試験、実習などの方法で行い、評価基準は次のとおりとする。

評 価	評価点	100点～80点	79点～70点	69点～60点	59点～0点
	評価	A	B	C	D
	合否評価	合 格			不合格

- 2 筆記試験開始時刻に着席していなければ欠席となり、試験を受けることができない。
- 3 筆記試験中、途中退席すると再入室できない。
- 4 岡山赤十字看護専門学校学生懲戒規程の別表1主な懲戒となる行為の例示（以下、懲戒規程別表1）の3. 試験等における不正行為と判断された場合、当該科目は未認定となる。
- 5 学生は、評価の通知内容に対して、通知のあった日の翌日から3日以内（休業日を除く）であれば異議申し立てをすることができる。その後、単位が認定された成績評価は取り消すことができない。
- 6 学則第27条第5、6項の規定により、試験に欠席をした者は追試験を受けることができる。
 - (1) 追試験を受けようとする者は、「追試験願」（様式1号）を欠席後最初の登校日に提出し、原則としてその日に受験しなければならない。
 - (2) 追試験の成績は、得点の90%をもって評価する。
- 7 学則第27条第7、8項に規定する再試験は、1回に限り受験することができる。
 - (1) 再試験を希望する者は、評価通知のあった日の翌日から3日以内（休業日を除く）に「再試験願」（様式2号）に受験料を添えて申し出なければならない。受験料は、実習科目は6,000円、その他の科目は1,000円とする。
 - (2) 再試験の成績は、得点の100%をもって評価するが60点以上あっても、評価点は60点で評価はCとなる。
 - (3) 再試験の実施に関しては、口頭で説明後、掲示で通知する。実習科目については、長期休業等に計画し個別に通知する。

（成績評価に係る指標の算出方法）

全ての科目について、シラバスに記載されている評価基準に基づき点数化（100点満点）し、合計したうえでその平均点を算出する。

（成績表）

成績評価、出席状況を記載した成績表を作成し、保護者に年度末に郵送する。